

砂川市訓令第36号

令和4年6月15日

令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

（ 別 紙 ）

## 令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和4年度の砂川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）に対し、経済的な負担を軽減するため市が独自に行う令和4年度砂川市子育て支援給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、砂川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和4年訓令第 号。以下「ひとり親世帯分給付金要綱」という。）で使用する用語の例による。

### （給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、給付金を支給する。

2 支給対象者に対して支給する給付金の金額は、監護等児童1人につき5万円とする。

### （児童扶養手当受給者に対する支給）

第4条 児童扶養手当受給者に対する支給は、ひとり親世帯分給付金要綱第5条の規定を準用する。この場合において、ひとり親世帯分給付金要綱第4条第2項に規定する受給の拒否の届出がなかった児童扶養手当受給者は、給付金の受給についても拒否していないものとみなす。

### （公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する支給）

第5条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する支給は、ひとり親世帯分給付金要綱第9条までの規定を準用する。この場合において、ひとり親世帯分給付金要綱第7条第1項の申請書を提出した者は、給付金の申請を行ったものとみなす。

### （給付金の支給等に関する周知）

第6条 給付金の支給等に関する周知は、ひとり親世帯分給付金要綱第10条の規定を準用する。

### （申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 申請が行われなかった場合等の取扱いは、ひとり親世帯分給付金要綱第11条の規定を準用する。

(不当利得の返還)

第8条 不当利得の返還は、ひとり親世帯分給付金要綱第12条の規定を準用する。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給権の譲渡又は担保の禁止は、ひとり親世帯分給付金要綱第13条の規定を準用する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年6月15日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年4月30日限り、その効力を失う。